

岐阜県立海津特別支援学校 児童生徒心得

海津特別支援学校の児童生徒としての自覚と誇りを常にもち、勉学に励み、基本的な生活の習慣を身に付け、健康で安全な生活に努める。

1 礼 儀

- (1) 児童生徒・職員に対しては、互いに親しく挨拶を交わす。
- (2) 来客に対しては、挨拶や会釈をするなど、礼を失すことのないよう心がける。
- (3) 学校内外いずれの場合でも、正しい言葉遣いに心がける。

2 服装規定

服装は、端正で活動し易く清潔であるよう心がける。

本校児童生徒の服装は、次のとおりとする。

		小 学 部	中学部・高等部
通 学 服	冬	特に規定しない	以下の学校推奨服が望ましい ・詰襟学生服 ・紺色ジャケット ・紺色又は灰色ズボン ・本校指定のチェックスカート又は紺色キュロット ・居住地中学校の制服
		防寒着	① 冬季に限り、セーター・カーディガンを通学服上着の下に着用することを認める。 ② コート類の着用を認める。 ③ マフラーの着用を認める。
	夏	特に規定しない	以下の学校推奨服が望ましい ・白カッターシャツ又はポロシャツ ・学生服黒ズボン、紺色又は灰色ズボン ・本校指定チェックスカート又は紺色キュロット ・居住地中学校の制服
体 操 服	冬	上：本校の指定するものが望ましい（紺色ハーフジップタイプ） 下：本校の指定するものが望ましい（紺色ロングパンツ）	
	夏	上：本校の指定するものが望ましい（白色半袖） 下：本校の指定するものが望ましい（冬と同一又は紺色ハーフパンツ）	
作 業 服	帽子	赤白運動帽子	特に規定しない
	冬		規定服（襟付きジャケット・ズボン）、白色シャツ、白色帽子
	夏		規定服（襟付きジャケット・ズボン）、白色シャツ、白色帽子
靴	◎下靴：通学に適したものを着用する ◎上靴：シューズが望ましい		
体操服の記名	左胸、左腰表に刺繡で名前を入れることが望ましい		
かばん	特に規定しない		

3 登下校について

- (1) 登校時は、8時40分までに学校に到着する。
- (2) 下校のスクールバスは、15時30分に学校を出発する。
- (3) 自力で通学する場合は、届け出た通学路を利用する。
- (4) 自転車通学については、中学部・高等部の生徒とし、校長の許可を得る。

4 校内の生活について

- (1) 欠席・遅刻・早退については、事前に学校へ連絡する。
- (2) 登校後は、無断で校外に出ない。
- (3) 学校に不必要的物品を持ってこない。
- (4) 貵重品や携帯電話は、登校時に担任に預け、下校時に受け取る。

5 校外の生活について

- (1) 海津特別支援学校の児童生徒としての自覚と誇りをもち、社会のルールやマナーを守り他人に迷惑をかけない。
- (2) 自他の生命の安全に心がけ、交通ルールや交通道徳・マナーを守る。
- (3) 健全な交友関係を心がける。
- (4) 無断でのアルバイトは禁止する。アルバイトをする場合は、「アルバイト申請書」及び「アルバイト実施届」を提出する。

6 自動車学校入校に関する規定

- (1) 基本方針
 - 生徒の社会自立に向けて、普通自動車運転免許の取得、及び自動車学校への入校を総合的に判断して認める。
- (2) 入校対象の生徒
 - ①自営及び就職内定者で、その進路先から運転免許取得の要請があった者。
 - ②進路先の職種、通勤の都合上、その他の理由で必要があると学校長が認めた者。
- (3) 入校の心得
 - ①自動車運転免許の取得及び自動車学校への入校を希望する者は、普通自動車免許証取得に関わる同意事項に同意し、自動車入校許可申請書を学校に提出すること。
 - ②学校生活を優先し、常に海津特別支援学校の生徒としての自覚をもち、挨拶・礼儀作法等に注意して自動車学校に通学する。
 - ③保護者に多額の金銭的負担をかけることを忘れず、感謝の気持ちをもって、教習内容の履修に最後まで全力で取り組む。
- (4) 在学中の運転免許取得に関して
 - ①自動車運転免許を取得した場合も、在学中は自動車の運転はしない。

7 標準の改正又は廃止の手続き

- (1) 連合児童生徒会役員は、児童生徒の意見を集約し、校長に対し、児童生徒心得の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は前項の規定に基づく求めがあったとき、又は児童生徒心得の見直しが必要になったときは、アンケートその他適切な方法で児童生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、児童生徒心得の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、児童生徒及び保護者に説明するものとする。

附 則

この規定は、平成20年4月1日より施行する。

この規定は一部改正し、令和5年4月25日より適用・施行する。

この規則は一部改正し、令和7年2月4日より適用・施行する。

この規則は一部改正し、令和7年12月3日より適用・施行する。